

## 事前求償権を被保全債権とする仮差押えにより事後 求償権の消滅時効の中断を認めた例

浅野, 雄太  
九州大学大学院法学府 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1833538>

---

出版情報 : 法政研究. 84 (1), pp.173-188, 2017-07-14. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

## 事前求償権を被保全債権とする仮差押えによる事後求償権の消滅時効の中断を認めたい例

平成二四年（受）第一八三二号 同二七年二月一七日第  
三小法廷判決民集六九卷一号一頁 棄却

浅野 雄太

【事案】 $Y_1$ は、平成二年二月二六日、信用保証協会Xとの間で信用保証委託契約（以下、「本件信用保証委託契約」という）を締結し、 $Y_2$ は同契約に基づき $Y_1$ がXに対して負担すべき債務につき連帯保証する旨の契約を締結した。同年五月一日、 $Y_1$ はA銀行との間で、貸越限度額五〇〇万円の貸越契約を締結した。

Xは、 $Y_1$ がA銀行に対する債務につき約定の分割弁済をしなかったとして、平成六年一〇月一七日、 $Y_1$ を債務者として、 $Y_1$ 所有の不動産につき、本件信用保証委託契約に基づき事前求償権を被保全債権とする不動産仮差押命令の申

立てをし、仮差押命令を得て仮差押登記をした。

$Y_1$ は、平成六年一月四日、Aに対する期限の利益を失った。そこでXは、同月一八日、Aに対し、借入残元本（同日時点で約四九九万円）および利息の合計約五〇四万円を代位弁済し、 $Y_1$ に対する求償権を取得した。

Xは、平成二二年一二月二四日、 $Y_1$ に対し、事後求償権に基づき（事前求償権に基づく訴えも提起されているが本稿では立ち入らない）、連帯して上記代位弁済額および遅延損害金の支払いを求める訴えを提起した。これに対して $Y_1$ は、代位弁済日の翌日から五年が経過しているために事後求償権は消滅している旨の抗弁を主張し、Xは、事前求償権を被保全債権とする仮差押えにより消滅時効が中断している旨の再抗弁を主張した。

第一審（大津地判平成二三年九月一四日民集六九卷一五頁）は、事前求償権を被保全債権とする仮差押えは事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有するとして、Xの請求を認容した。原審（大阪高判平成二四年五月二四日民集六九卷一七頁）も、①事前求償権と事後求償権が密接な関連にあること、②事前求償権行使により事後求償権が保全されなくなることは本末転倒であり、改めて仮差押えを要求することも不合理であること、③仮差押命令は、

被保全債権と請求の基礎を同一にするのであれば、被保全債権と異なる債権の実現をも保全するものであること（最判平成二四年二月二三日民集六六卷三号一六三頁）を理由に、第一審と同様の判断をした。これに対しYらが上告受理申立てをした。

【判旨】①②は引用者が便宜上付したもの

「事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有するものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの（最高裁昭和五九年（オ）第八八五号同六〇年二月一二日第三小法廷判決・民集三九卷一号八九頁参照）、①事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる。また、②上記のような事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても民法四五九条一項後段所定の行為をした後に改めて事後求償権について消滅時効

の中断の措置をとらなければならないとすることは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でない。」

【評釈】

一 はじめに

本稿は、最判平成二七年二月一七日民集六九卷一号一頁（以下、「本判決」という）を、特に時効中断の客観的範囲すなわち、時効中断措置の直接の対象とならなかった請求権についても時効中断が認められるのはいかなる場合か、という論点に焦点を当てて考察するものである。<sup>①</sup>ある請求権について取られた時効中断のための措置（民法一四七条）の効力が他の請求権にも及ぶかについては、戦前からごく最近に至るまで争われてきた。本判決もこの論点の問題となった事案の一つであり、その文言にはこの論点に関するこれまでの判例の態度を理解する上での示唆が含まれているように思われる。

本稿は以下の順で検討を進める。まず、二では時効中断の客観的範囲に関するこれまでの判例・学説を確認する。次いで、三1では、上記問題の検討の前提として事前求償権と事後求償権との関係を述べ、三2では本判決の理論構成と従来の判例との関係を整理し、時効中断の客観的範囲

について判例はどのように考えているのかにつき検討する。そのうえで、三三で、本判決の結論および判例理論についての私見を示す。最後に三四では、今後予定されている債権法改正により本判決の結論に変化があるかを検討することとする。

## 二 従来の判例・学説

### 1 判例

まず、時効中断の客観的範囲に関する判例としては以下のものである（大審院および下級審も含めればこの論点に関する裁判例は膨大となるが、今回は最高裁判例に絞って確認する<sup>①</sup>）。また、以下は仮差押えではなく裁判上の請求による時効中断が争われた事案であるが、これらの判例と仮差押えによる時効中断の客観的範囲が争われた本判決との関係については三二(1)で述べる。以下の判例のうち、②③判決は被告の権利主張に時効中断効が認められるか否かが争われたものであり、それ以外は訴え提起段階では権利行使がされていない、原告の別の請求権についての時効中断効が争われたものである。さらに後者のうち⑧⑭判決は、中断措置の対象となった請求権と中断効が争われた請求権の相手方が異なるものである。

### (1) 時効中断を認めた判例

①最判昭和三八年一月一八日民集一七卷一号一頁（境界確定の訴えから所有権確認の訴えに変更した場合に、境界確定の訴えによる時効中断の効力を所有権の取得時効にも認めたもの。ただし、訴えの変更については後述する⑩⑫判例も参照）

②最判昭和四三年一月一三日民集二二卷一二号二五一

〇頁（所有権に基づく所有権移転登記手続請求訴訟において、被告側が自己に所有権があることを主張し、その主張が原審で認められた場合、当該主張は裁判上の請求に準じるとして時効中断効を認めたもの）

③最判昭和四四年一月二七日民集二三卷一一号二二五一頁（債務者兼抵当権設定者が債務不存在を理由として提起した抵当権設定登記抹消登記手続請求訴訟において、債権者兼抵当権者が請求棄却の判決を求めて被担保債権の存在を主張し原審でその主張が認められた場合、当該主張は裁判上の請求に準じるものとして時効中断効を認めたもの）

④最判昭和四五年七月二四日民集二四卷七号一一七七頁（黙示的一部請求において、残部につき時効中断を認めたもの）

⑤最判昭和六二年一〇月一六日民集四一巻七号一四九七頁（債権者が手形金請求の訴えを提起したときは、原因債権自体に基づく裁判上の請求に準じるものとして、原因債権についても時効の中断を認めたもの）

⑥最判平成七年三月二三日民集四九巻三号九八四頁（主たる債務者の破産手続の調査期日において債権者が債権全額を届け出て、その後保証人が債権全額を弁済し、破産裁判所に債権の届出をした者の地位を承継した旨の届出をしたときは、保証人が取得した求償権の消滅時効は、当該弁済により地位を承継した旨の届出の時から破産手続終了まで中断するとされたもの）

⑦平成一八年一月一四日民集六〇巻九号三四〇二頁（物上保証人が、代位弁済をして差押債権者の承継を申し出た場合、求償権の消滅時効も当該申出によつて中断するとされたもの）

(2) 時効中断を認めなかった（催告のみ認めたもの含む）<sup>5)</sup>

判例

⑧最判昭和三四四年二月二〇日民集一三巻二号二〇九頁（明示的一部請求において、残部につき時効中断を認めなかったもの。ただし、後掲⑬判決も参照）

⑨最判昭和三七年一〇月一二日民集一六巻一〇号二二三〇頁（詐害行為取消権が行使された場合において、被保全債権に対する時効中断を認めなかったもの）

⑩最判昭和三八年一〇月三〇日民集一七巻九号一二五二頁（被告が抗弁として留置権を主張した場合において、その留置権が担保する債権に対する裁判上の催告の効力のみ認めたもの）

⑪最判平成一〇年二月一七日判タ九九二号二九九頁（不法行為に基づく損害賠償請求から不当利得返還請求へと訴えを変更した場合において、前者の請求により後者の請求権に対する裁判上の催告のみを認め、時効中断までは認めなかったもの）

⑫最判平成一一年一月二五日判時一六九六号一〇八頁（所有権保存登記抹消請求から請負代金請求へと訴えが変更された場合において、前者の請求による後者の請求権に対する中断効を、催告を含め否定したもの）

⑬最判平成二五年六月六日民集六七巻五号一二〇八頁（明示的一部請求において、残部に対する裁判上の催告のみ認め、時効中断までは認めなかったもの）

⑭最判平成二七年一月一九日民集六九巻七号一九八八頁（保証人が主たる債務者に対して取得した求償権に

対する時効中断措置がされた場合でも、共同保証人間の求償権に対しては時効中断効が及ばないとしたもの<sup>(9)</sup>

## 2 学説

一方学説では、時効中断の客観的範囲の前提として、時効中断の根拠につき見解の対立がある。時効中断の根拠として、以下のような見解が主張されている<sup>(6)</sup>。

第一に、時効中断効の根拠を、訴訟物である当該権利の存在・不存在が既判力によつて確定されることに求める権利確定説がある。この権利確定説はさらに、中断の範囲を厳密に訴訟物に限る見解<sup>(7)</sup>、中断の範囲を争点効が及ぶ場合も含む見解<sup>(8)</sup>、判決主文中ないしその前提問題として判決理由中で判断される場合も中断効を認める見解<sup>(9)</sup>、そして判決理由も含め判決中で時効の推定力を破る程度の認定があれば中断を認める見解<sup>(10)</sup>に分かれる。

第二に、時効中断の根拠を、権利者が裁判上の請求というもつとも断固たる権利行使をしたことに求める権利行使説がある<sup>(11)</sup>。

第三に、近時は、確定・行使一方だけでは時効の中断効を説明することは困難である(また判例も一方のみを重視

してはいない)とする説が有力化している<sup>(12)</sup>。中でも川嶋四郎教授は、判例は当事者が求める救済利益を基準として時効中断の客観的範囲を判断しているのではないかと分析する(救済利益評価説)<sup>(13)</sup>。

具体的な帰結として、説にかかわらず判例の評価が一致する場合がある。例えば、②③判決<sup>(14)</sup>、あるいは⑤⑥判決については、説にかかわらず学説からは肯定的にとらえられている<sup>(15)</sup>。逆に、⑧判決については、権利確定説に立つ論者からも<sup>(16)</sup>、救済利益評価説の論者からも不当と評価されている<sup>(17)</sup>。⑨判決についても、権利行使説からも<sup>(18)</sup>、また救済利益評価説からも否定的な見解が出されている<sup>(19)</sup>。

他方、一部請求に関する⑬判決については、権利確定説からはその結論に対し肯定的な見解が示される一方、救済利益評価説からは否定的な見解が示されている<sup>(20)</sup>。

## 三 検討

### 1 事前求償権と事後求償権の関係

本判決は、「事前求償権を被保全債権とする仮差押えによつて、事後求償権に関する消滅時効は中断するか」が争われた。そして本判決は、「①事後求償権を確保するため認められた権利であるという関係にあるから、委託を受

けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる。また、②上記のような事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても民法四五九条一項後段所定の行為をした後に改めて事後求償権について消滅時効の中断の措置をとらなければならないとすることは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でない」という二つの理由から、事後求償権の時効中断を認めている（以下、それぞれ「理由①」「理由②」という）。

本判決については実体法の観点から事前求償権と事後求償権の関係に多くの字数を割く評釈も多いが、本稿では、両者の関係については時効中断の客観的範囲の検討の前提として以下で簡単に触れるにとどめたい。

まず、事前求償権と事後求償権の関係については、両者は同一の権利とする一個説と、別個の権利であるとする二個説が主張されていたが、判例（最判昭和六〇年二月二二日民集三九卷一号八九頁）は二個説と解しており、以降学説でも二個説が通説となつている。<sup>(21)</sup> 本判決の評釈の中には、特に理由①の、事前求償権と事後求償権は同等のものとして解

する部分をとらえ、本判決は二個説と調和しないのではないかという疑問を呈するものもあるが、<sup>(23)</sup> 本稿は以下二個説を前提として議論を進める。

次に、事前求償権の機能についても争いがあり、費用の前払いとして認められるもの、事後求償権の保全のためのもの、あるいは保証人その負担から解放し免責するためのものであるなど、様々な説が主張されている。<sup>(24)</sup> この点につき、本判決は理由①で「事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから」として、保全説に親和的な判断をしている。<sup>(25)</sup>

## 2 本判決の理論構成

### (1) 本判決の射程

本判決は、仮差押えに基づく時効中断の範囲が問題となつた事案である。一方、二一で触れた判例は、すべて裁判上の請求による時効中断の客観的範囲が争点となつた事案である。そのため、本判決と従来の判決との関係を検討する前提として、本判決の射程が裁判上の請求がされた場合にも及ぶかについて検討する必要がある。

本判決についての調査官解説および一部の評釈は、請求の場合には本判決の射程は及ばないとする。その根拠とし

ては以下の点が挙げられているが、私見としてはそのいずれも十分な根拠足り得ないと考えている。

まず本判決の調査官解説等は、「本判決の趣旨に照らせば」、その他の時効中断事由については本判決の射程は及ばないとする<sup>(26)</sup>。しかし本判決では、仮差押えに関する判決であること以外は射程を仮差押えに限定する文言は見られない。上記の論拠は「仮差押えに関する判決だから仮差押えにしか及ばない」と主張するようにもみられるが、この主張はトートロジーであって、本判決の射程を限定する論拠として十分でないと解する。

次に、仮差押えと請求との性格の違いを根拠として本判決の射程を限定する見解がある。この見解は、仮差押えは裁判所によって権利の存在を公的に確定するものである一方、請求はそうではないという点を挙げる<sup>(27)</sup>。しかし、本判決でその点を強調する文言はない。また、この点を強調すれば、少なくとも、事前求償権に基づく訴えの提起がされ、判決が確定すれば、やはり事前求償権の存在が公的に確定される、ということになるはずである。したがって、やはりこの論拠は本判決の射程を仮差押えに制限するものとはなりえないと考える。

むしろ本判決は、理由①権利行使の同一性・②権利者の

合理的期待を満たす場合には、他の中断事由でも時効中断を認めるという理論構成をとるようにも見える。事前求償権に基づき訴えが提起された場合を想起すると、①事前求償権に基づき訴えを提起すれば事後求償権についても訴えを提起したものと同一視できるはずであり、また、②この場合にもやはり時効中断を認めなければ、本判決の原審の述べる通り保全のために事前求償権に基づき訴えを提起したにもかかわらずかえって事後求償権につき時効が完成してしまうこととなりかねないが、これは当事者の合理的意思に反するといえるためである<sup>(28)</sup>。

また本判決は、仮差押えの効力の拡張について述べた平成二四年判決（原審の理由③参照）を引用していない。本件で事後求償権についても時効中断効を認めるアプローチとしては、仮差押えの効力を拡張するものと、より一般的に、時効中断の対象となった請求権となっていない請求権との間に一定の関係がある場合には後者の請求権についても中断を認めるものがある<sup>(29)</sup>とされる。上記のように本判決は、平成二四年判決を引用していないことに鑑みれば、後者のアプローチを採用したとみるのが自然であろう<sup>(30)</sup>。

これらの点を踏まえれば、本判決の射程は、請求の場合についても及ぶと考えるべきである<sup>(30)</sup>。なお、仮差押えや裁

判上の請求以外の時効中断事由、すなわち差押えと承認の場合にも本判決の射程が及ぶかについては、本判決の理論構成をさらに検討したうえで検討したい(後掲注<sup>39</sup>)参照)。

## (2) 先例・学説との関係

以上のように本判決の射程が請求にも及ぶとなると、同じく請求によって他の請求権の時効中断が認められるか否かが問題となった判例との関係をいかに解すべきか。

繰り返しになるが、本判決は、上記理由①②を根拠として、事前求償権を被保全債権とする仮差押えによる事後求償権の消滅時効の中断を認めている。そのうち理由①では、「委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる(傍線筆者)」としている。本判決の調査官解説によると、本判決は権利確定説からも説明はできるものの、権利行使説に親和的であるとされている(ただし、単純に権利行使説といえるかは後述)<sup>31</sup>。

しかし、同じく時効中断の客観的範囲が争われた平成二五年判決(III-1の⑬判決)では権利確定説に親和的な判断

がされている(⑬判決では、時効中断の客観的範囲を論じる際、次の段落で述べるaに相当する部分を省略していることに注意を要する)<sup>32</sup>。また、②③判決も、権利行使説からの説明も可能であるが、学説からは、既判力による厳密な確定までは不要としたうえで、権利確定説から説明されることが多い<sup>33</sup>。④判決についても、黙示の一部請求では一部請求により残部についても確定する(既判力が及ぶ)ために、残部についても時効中断効が及ぶと説明されている<sup>34</sup>。そこで、本判決とこれらの判決との関係をいかに整理するかが問題となる。

その整理に際して示唆を与えてくれるのが⑤判決の調査官解説である。これによると、「a当事者が同一で、訴訟物としての権利主張が当該権利の主張の一態様、一手段とみられるような牽連関係があるか、bその存在が実質的に確定される結果となる」場合に、訴訟物となっていない権利についても時効中断を認めるべきとする(a、bは筆者が便宜上付したもの)。そして、これらのうちaで述べられている牽連関係とは、一方の権利が他方の権利を保全する関係に立つような場合を指すとされる<sup>36</sup>。

本判決で問題となった事前求償権と事後求償権は、aの保全関係に該当するために、時効中断措置の直接の対象と

なっていない事後求償権にも中断が認められるということになる。また、従来の判例のうち⑤⑥⑦も、同様の根拠により、時効中断措置の直接の対象となっていない請求権にも中断を認めたものと解する。一方、②③判決や④判決で問題となった請求権はbに該当し、⑬判決で問題となった明示の一部請求における残部などはいずれにも該当しない判例は考えているということとなる。

なお、aは権利行使説、aは権利確定説に親和的と考えられる。すると、二2で述べた従来の学説との関係では、判例の態度は確定・行使いずれか一方のみでは説明できないというべきである。したがって、後掲(3)で述べる「当事者の合理的意思・期待」と救済利益評価説の述べる「救済」が一致するか否かまでは明らかではないものの、判例の理解としては、行使・確定双方の観点から判例を説明しようとする救済利益評価説が最も妥当と言えよう。

### (3) 判例理論の根拠

以上のように、本判決を含めこれまでの判例は、上記a、bいずれかが満たされる場合には、時効中断措置の直接の対象となっていない請求権にも時効中断効を認めていると考えられる。それではなぜこれらの場合に、かかる請求権

にも時効中断が認められるか。これについては、それぞれ以下のように説明できよう。

まずa牽連（保全）関係がある場合については、⑤判決ならびに本判決およびその原審が述べる通りである。すなわち、保全関係にある一方の請求権行使により他方の請求権が保全されなくなることは本末転倒であり、債権者に改めて時効中断措置を要求することは債権者の合理的意思・期待に反する。また、債務者にも望外の利益がもたらされることとなる。したがって、中断措置の直接の対象となっていない請求権についても時効中断効が生じる、と説明することができる。

次にb中断措置の直接の対象となっていない権利が実質的に確定される場合にも時効中断効が生じる根拠については、学説からの以下の指摘が参考となる。すなわち、以上の場合には権利主張をした当事者に改めて主張を求めるのは酷であり、かかる権利主張により強い中断効を生じたものと考えerはずである、そのような期待を裏切つてはいかないから強い中断事由が生じるという指摘<sup>37)</sup>。あるいは、「②③判決につき」被告側に再度強力な時効中断手続をとることを要求するのは、全くの二度手間であるので：被担保債権の主張に完全な時効中断の効力を認めて差し支えない

いように思われる」という指摘である。<sup>(38)</sup>このような指摘は、上記aと同様、債権者に改めて時効中断措置を要求すべきかを重視しているといえる。

以上、時効中断の範囲を決定するに当たって判例が重視すると思しきa、bは、いずれも「改めて時効中断措置を要求されないことへの合理的期待」という観点から説明される。この観点はまさに本判決の理由②が述べるところであり、したがって判例は、時効中断の客観的範囲を決定するに際し、改めて中断措置を要求されないことに対する当事者の合理的期待を重視し、それをより具体化したものがa、bということとなろう。<sup>(39)</sup>

### 3 私見

以上、時効中断の客観的範囲について、判例は上記a、bいずれかに該当する場合には時効中断措置の直接の対象となっていない請求権についても中断効を認めていると解する。そのうえで、本判決で問題となった事前求償権と事後求償権は、aの牽連関係が認められる場合に該当するために、事後求償権についても時効中断が認められたということになろう。そして、これらa、bのいずれかが認められる場合に中断措置の直接の対象となっていない請求権に

も中断効が認められる根拠は、本判決の理由②が指摘する通り、これらの場合に中断を認めなければ当事者の合理的意思に反するため、と整理することができる。

このように、a、bいずれかを満たした場合に中断効を認めるといふ判例の基準、そしてそれに基づいて事後求償権についても時効中断を認めた本判決は、いずれも基本的に妥当であると解する。

まず、私見としても、a 両請求権が牽連関係（保全関係）にある場合、主たる請求権を保全するために別の請求権を行使したがゆえに当該主たる請求権の時効が完成してしまうとすれば、当事者の合理的期待に反すると解する。したがって、この場合には時効中断を認めるべきであろう。本判決で問題となった事前求償権と事後求償権の関係も保全関係にあるといえる以上、本判決の結論は妥当と評価できよう。

次に、本判決とは直接関係しないが、「b 実質的に確定」した場合についても、ある請求権が「実質的に確定」しているにもかかわらず改めて中断のための措置を要求することは二度手間であり、したがってbの場合にも中断を認めるべきということになろう。

むしろ問題は、本判決から離れ、「a 牽連関係」は、両

請求権が保全関係にあるとは言えない場合にも認められるか、および、「b実質的に確定」とはいかなる場合を指すかということであろう。これらの範囲については、以上の議論は時効中断措置の直接の対象となつていない請求権にかかわるものであり、また、中断まで認めずとも催告まで認めれば足りる場面も多いことから、基本的には狭く解すべきと考える。したがって、a牽連関係が認められる範囲としては、ひとまず本判決のように両請求権が保全関係にある場合に限り、また、b実質的に確定といえる場合について、原審または別訴で当該請求権が理由中の判断で主文を導くのに必要な部分として判断された場合に限られるとすることが無難であるように思われる。

それでもなお、二で挙げた判例がa、bの基準からみて妥当であるかを検討する必要がある。すなわち、例えば一部請求と残部請求との間や、訴え変更時のように請求の基礎が同一である場合にまで牽連関係を認めてよいか、あるいは、⑨判決で問題となった詐害行為取消権のように、請求権の相手方が異なるものの、請求された債権と被保全債権との間に保全関係は認められる場合に牽連関係が認められるか。この点につき判例は、明示的一部請求における残部との関係では、a、bいずれも認められないと考えて

おり(⑬判決)、また、訴えの変更における変更前後の請求についても同様に解しているようである(⑪⑫判決)。さらに、両請求権の相手方が異なる、詐害行為取消権(⑨判決)や主債務者への求償権と共同保証人への求償権との関係(⑭判決)についても、判例は同様に、a、bとも認められないと考えている、と整理できよう。⑬。このような判例の見解は妥当であるかは別途問われるべきであるが、この点については筆者の力量および紙幅の都合上他日を期すこととしたい。⑬。

#### 4 補論——債権法改正による影響

最後に、補論となるが、債権法改正により本判決の結論あるいは以上の議論にいかなる影響が及ぶか。以下、簡単に債権法改正の概要を紹介したうえで、この点について検討したい。

現行民法一四七条各号で掲げられている時効中断事由には、権利確定説に親和的なものと権利行使説に親和的なものが存在する。前者としては請求(民法一四七条一号)および承認(同条三号)があり、一方後者としては差押え、仮差押え、仮処分(同条二号)がある。

一方、改正債権法の下では、現在の中断に相当する場合

については「更新」、催告に相当する場合については「猶予」という文言が用いられ、それぞれ権利確定時には前者（具体的には判決確定時（改正一四七条）、強制執行終了時および承認がこれにあたる（改正一五二条））、権利が行使されたにすぎない場合には後者（具体的には訴えが提起されたにすぎない場合、仮差押えがされた場合および強制執行終了時までがこれにあたる）というように整理されている。

このような改正の結果、時効中断の客観的範囲についての判例理論に変化はあるかを検討するに、基本的に改正前と同様、a、bいずれかが認められれば、中断（更新）措置の直接の対象となっていない請求権にも中断効が及ぶ（時効が更新される）と思われる。一方、「猶予」については、現行の催告と同様、両請求権の関係がa、bいずれにも該当しない場面であっても認められるものと解する。

ただし、仮差押えの効力が債権法改正により変更されるため、本判決の結論については変化すると考える。すなわち、本判決では事前求償権の仮差押えに基づく時効中断が問題となったが、改正法の下で本判決と同様の事案が生じれば、結論として、事後求償権については猶予が生じるにすぎないということとなる。したがって、事前求償権に対

する更新措置によって事後求償権の更新も認められる場合としては、例えば事前求償権に基づく訴えを提起し、認容判決が出た場合などに限られることとなる。

#### 四 おわりに

以上本稿では、本判決を、特に時効中断の客観的範囲という論点に焦点を当てて検討した。結果、従来の判例は、時効中断措置の直接の対象となっていない請求権であっても、aその対象となった請求権と牽連関係（保全関係）が認められるか、または、b原審判決等によって当該請求権が実質的に確定される場合には時効中断効が及ぶと解している、と整理できよう。これらa、bは、時効中断措置を改めて当事者に要求することがその合理的意思に反するといえる場合を具体化したものと考えられる。

そして、本判決はこれらのうちaに該当するがゆえに、事前求償権に対する仮差押えにより事後求償権の消滅時効が中断するという結論になったものと解される。このような本判決の結論自体は、当事者の合理的意思に照らせば、妥当なものと言えよう。

むしろ問題は、以上示した判例理論によった場合に、本判決以外の場面、例えば明示の一部請求における残部請求、

訴え変更における変更後の請求、あるいは詐害行為取消権における被保全債権などの請求に対して時効中断が認められるか否かであるように思われる。本稿ではこの点について十分に検討することができなかったため、今後の課題としたい。

【付記】執筆に先立ち、平成二八年一月に開催された関西民事訴訟法若手研究会および平成二九年一月に開催された民事手続研究会で報告の機会を賜り、出席者から大変有益なご意見をいただきましたことに御礼申し上げます。

- (1) 同判決の評釈としては、山地修「判解」曹時六八卷三号(二〇一六年)二二八頁のほか、長秀之「判批」NBL一〇五六号(二〇一五年)六九頁、下村伸江「判批」金法二〇二五号(二〇一五年)二九頁、鈴木尊明「判批」立正法学論集四九卷一号(二〇一五年)一四一頁、荒木新五「判批」民事判例一〇号(二〇一五年)九二頁、高橋眞「判批」民商一五一卷二号(二〇一六年)一三二頁、中田哲「判批」金法二〇三六号(二〇一六年)五九頁、福田誠治「判批」セレクト二〇一五―一(二〇一六年)一五頁、吉垣実「判批」セレクト二〇一五―二(二〇一六年)三四頁、渡辺力「判批」リマークス五二号(二〇一六年)二二

頁、米倉暢大「判批」平成二七年度重判解(二〇一六年)七五頁、加藤新太郎「判批」同一三三頁、齋藤由起「判批」判評六八五号(二〇一六年)二頁、川嶋四郎「判批」法セ七三五号(二〇一六年)一一二頁などがある。

(2) 本判決についてのこれまでの評釈は、事前求償権と事後求償権の関係、あるいは仮差押えの性質に着目するものが多いが、本稿は時効中断の客観的範囲という論点に特に着目して本判決を検討する。

(3) 時効中断の客観的範囲に関する戦前の裁判例については、荒木隆男「請求棄却の申立てと時効の中断」森泉章教授還暦記念『現代判例民法学の課題』(法学書院・一九八八年)一七四頁など参照。

(4) 以下、単に「請求」とのみ記載。

(5) 以下の⑩⑬判決で見られるように、近時は催告の有無が重要な争点となる事件も多いが、今回は中断の有無に絞って検討する。

(6) 学説の整理にあたっては、中島弘雅「提訴による時効中断の範囲」中野貞一郎先生古稀祝賀『判例民事訴訟法の理論(上)』(有斐閣・一九九五年)三二三頁以下、中野貞一郎『松浦馨』鈴木正裕編『新民事訴訟法講義(第二版補訂二版)』(有斐閣・二〇〇八年)一七一頁以下(堤龍弥)、山本敬三『民法講義Ⅰ(第三版)』(有斐閣・二〇一一年)五七三頁以下、松久三四彦『時効学説の現状と展開』同『時効制度の構造と解釈』(有斐閣・二〇一一年、初出・一九

- 八四年) 一四頁以下を参照した。
- (7) 兼子一『新修民事訴訟法体系(増補版)』(酒井書店・一九六五年) 一七八頁、川島武宜『民法総則』(有斐閣・一九六五年) 四三七頁など。
- (8) 新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』(弘文堂・二〇一年) 二二二頁、石田穰『民法と民事訴訟法の交錯』(東京大学出版会・一九七九年) 一八七頁など。
- (9) 上田徹一郎『民事訴訟法』(法学書院・二〇一年) 一五三頁など。
- (10) 岡本坦「裁判上の請求による時効中断の客観的範囲」川島武宜教授還暦記念Ⅱ『民法学の現代的課題』(岩波書店・一九七二年) 二六一頁、荒木・前掲注(3) 一八〇頁。
- (11) 我妻栄「確認訴訟と時効の中断」『民法研究Ⅱ』(有斐閣・一九六六年、初出・一九三二年) 二六三頁、兼子一原著『条解民事訴訟法(第二版)』(弘文堂・二〇一四年) 八五四頁(竹下守夫Ⅱ上原敏夫)、伊藤眞『民事訴訟法(第五版)』(有斐閣・二〇一六年) 二二二頁など。
- (12) 中野ほか・前掲注(6) 一二二頁(堤龍彰)、平田健治「判批」リマックス二〇号(二〇〇〇年) 一二頁。また、谷口知平Ⅱ加藤一郎編『新民法演習1(総則)』(有斐閣・一九七七年) 二四七頁(四宮和夫)、山本・前掲注(6) 五七五頁、佐久間毅『民法の基礎(第三版)』(有斐閣・二〇〇八年) 四一〇頁も同様の説明をするが、これらは裁判上の請求や差押えだけでなく、承認も含めてそのような説明をしている。
- (13) 川嶋四郎『民事訴訟法』(日本評論社・二〇一三年) 二八二頁。
- (14) ②③判決に対する学説の理解としては後掲注(33)参照。
- (15) ⑤⑥判決につき、時効中断の対象となった請求権とならなかった請求権が保全関係にある場合、後述する調査官解説など、権利行使説から後者への時効中断効を肯定するものが多いが、例えば権利確定説から⑥判決を説明するものとして、川村好彦「判批」法学研究六九巻七号(一九九六年) 一一一頁。
- (16) 明石三郎「判批」民商五〇巻六号(一九六四年) 九三〇頁。
- (17) 川嶋・前掲注(13) 二八四頁。
- (18) 伊藤乾「判例研究」法学三七巻三号(一九六四年) 一〇〇頁。
- (19) 川嶋・前掲注(13) 二八三頁注一四二。
- (20) 権利確定説から同判決の結論を支持するものとして、山本和彦「判批」金法二〇〇一号(二〇一四年) 一九頁、武藤貴明「判解」曹時六七巻二号(二〇一五年) 五二二頁。一方、救済利益評価説から同判決を批判するものとして、川嶋・前掲注(13) 二八五頁注一四五。
- (21) 中田裕康『債権総論(第三版)』(岩波書店・二〇一三年) 五〇二頁など。
- (22) 以上は、加藤・前掲注(1) 一三四頁。

- (23) 大澤・前掲注(1)八五頁、荒木・前掲注(1)九四頁。
- (24) 詳しくは、古積健三郎「保証人の事前求償権の法的性質」新報一三卷七・八号(二〇〇七年)二七頁参照。
- (25) このような文言があるとしても、本判決は前払説を否定する意味まで含むといえるかは疑問も呈されているが(渡辺・前掲注(1)二四頁)、本稿では立ち入らない。
- (26) 山地・前掲注(1)二二七頁のほか、加藤・前掲注(1)三四頁。
- (27) 中田・前掲注(1)六七頁。
- (28) 同旨、川嶋・前掲注(1)一一二頁。
- (29) 加藤・前掲注(1)一三四頁、川嶋・前掲注(1)一一二頁。
- (30) 本判決の評釈の中でもそのように解するものがみられる。渡辺・前掲注(1)二四頁、川嶋・前掲注(1)一一二頁、吉田礼明「保証と消滅時効」小林明彦∥道垣内弘人編『実務に効く担保・債権管理判例精選』(有斐閣・二〇一五年)二二〇頁。
- (31) 山地・前掲注(1)二三六頁、加藤・前掲注(1)一三四頁。
- (32) ⑬判決は、残部について中断効を認めない理由として、「当該認定(一部請求に係る部分——筆者注)は判決理由中の判断にすぎないのであって、残部のうち消滅していないと判断された部分については、その存在が確定していないのももちろん、確定したのと同視することができる」といえないからである」という点を挙げている。
- (33) ②判決の結論を権利行使説から説明するものとして、船越隆司「判批」『民事訴訟法判例百選(第二版)』(有斐閣・一九八二年)一三五頁、伊藤・前掲注(1)二三二頁など。一方、既判力による確定までは要求しないものの、権利確定説から説明するものとして、小倉顕「判解」昭和四三年度最判解民事篇(一九六九年)一〇四四頁、石田穰「判批」法協八七巻一号(一九七〇年)一三四頁、安達三季生「判批」判評一二二号(一九六九年)一三三頁、徳本伸一「裁判上の請求と時効の中断」金沢大学法文学部論集法学篇一八号(一九七一年)八一頁、幾代通『民法総論(第二版)』(青林書院・一九八四年)五六二頁、岡本・前掲注(1)二六五頁、荒木・前掲注(3)一七九頁、新堂・前掲注(8)二三〇頁、山本・前掲注(20)一九頁、武藤・前掲注(20)五二二頁など。また③判決を権利確定説から説明するものとして、野田宏「判解」昭和四四年度最判解民事篇(一九七一年)八七〇頁など。
- (34) 横山長「判解」昭和四五年度最判解民事篇(一九七一年)七九六頁。
- (35) 篠原勝美「判解」昭和六二年度最判解民事編(一九九〇年)六三九頁。
- (36) 篠原・前掲注(35)六三八頁。また高橋・前掲注(1)一四二頁によると、⑤判決で問題となった手形債権も「原因債権の支払いの手段として機能する」とされる。

(37) 遠藤浩「裁判上の請求と時効中断——判例理論——」  
於保不二雄先生還暦記念『民法学の基礎的課題(上)』(有  
妻閣・一九七一年) 八八頁。同旨、荒木・前掲注(3)一七九  
頁。

(38) 中島・前掲注(6)三四一頁。

(39) 以上の規範は、差押えや承認により時効が中断された  
場合にも当てはまるか(承認の場合には本判決の射程は及  
ばないとする見解として、齋藤・前掲注(一)六頁)。例え  
ば、中断措置の対象となった請求権と、対象とならなかつ  
た請求権との間に牽連関係が認められた場合、その中断措  
置が何であるかを問わず、改めて中断措置をとることは当  
事者の合理的意思に反する、と解することはできないか。

このように解することができれば、差押えや承認の場合に  
も本判決の規範が及ぶと解する余地もある。しかし、承認  
が時効中断事由となる根拠には争いがあることから、なお  
も検討を要する(参考として、主たる債務を相続した保証  
人による保証債務の弁済(承認にあたる)は主債務の消滅  
時効を中断する効力を有するとした最判平成二五年九月十  
三日民集六七卷六号一三五六頁。同判決では、主債務と保  
証債務との附従性および債権者の信頼・意思から、主債務  
への時効中断を認めたとされる(森永淑子「判批」平成二  
五年度重判解(二〇一四年)七四頁)。

(40) したがって、以上の議論は、ある請求権が時効中断の  
直接の対象となっている場合の中断の範囲・根拠とは関連

しないものである。

(41) これらが保全関係になく、したがって時効中断が認め  
られないことについては⑩判決が明言している。

(42) 判例としては、このような場合には裁判上の催告を認  
めればよく、時効中断を認めなくとも足りると考えている  
ように思われるが、⑫判決では催告さえ認められていない。  
(43) 例えば、請求の基礎が同一である場合にまで牽連関係  
が認められてしまえば、時効中断の範囲が広がりすぎると  
も考えられる。一方、不当利得に基づく請求と不法行為に  
基づく請求のような場合(⑪判決参照)まで、牽連関係を認  
めないといい切ることには躊躇を覚えている。